

○初任給に関する承認事項について

- 1 産休代替臨時的任用職員から引き続いて採用された産休代替任期付職員の初任給決定（岡山県知事申請）（令和2年2月13日人事委員会指令第8号、令和2年4月1日適用）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定により任用された職員（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）第11条第1項第8号の規定による特別休暇を取得する職員の代替職員として任用された者に限る。）が、引き続いて地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員となった場合においては、当該採用に係る初任給決定は行わないこととする。

- 2 産休代替臨時的任用職員から引き続いて採用された産休代替任期付職員の初任給決定（岡山県教育委員会申請）（令和2年3月27日人事委員会指令第26号、令和2年4月1日適用）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定により任用された職員（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）第11条第1項第8号の規定による特別休暇を取得する職員の代替職員として任用された者に限る。）が、引き続いて地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員（令和2年3月9日付け、岡山県人事委員会指令第17号により給料月額が決定された職員を除く。）となった場合においては、当該採用に係る初任給決定は行わないこととする。

- 3 産休代替任期付職員から引き続いて採用された産休代替任期付職員の初任給決定（岡山県知事申請）（令和3年12月17日人事委員会指令第4号、令和4年1月1日適用）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。）第4条第1項第1号の規定に基づき任用された職員（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）第11条第1項第8号の規定による特別休暇を取得する職員の代替職員として任用された者に限る。）が、引き続いて地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条

第1項第1号の規定により採用された職員となった場合においては、当該採用に係る初任給決定は行わないこととする。

- 4 産休代替任期付職員から引き続いて採用された育休代替任期付職員の初任給決定（岡山県教育委員会申請）（令和4年2月14日人事委員会指令第7号、令和4年4月1日適用）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。）第4条第1項第1号の規定に基づき任用された職員（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）第11条第1項第8号の規定による特別休暇を取得する職員の代替職員として任用された者に限る。）が、引き続き地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員となった場合においては、当該採用に係る初任給決定は行わないこととする。

- 5 警察本部における規則第33条の規定に基づく表彰又は研修による昇給
 (1) 規則第33条第1項第1号の規定による昇給

表彰の名称	表彰者	表彰の内容			昇給 号給数
		表彰事由	表彰時期	対象職員	
1 警察勲功章	警察庁長官	警察勲功章を受けた場合	随時		4号給
2 警察功労章	警察庁長官	優秀警察職員として、警察功労章を受けた場合	随時		4号給
3 警察庁長官賞詞	警察庁長官	優良警察職員として、警察庁長官賞詞を受けた場合	随時		4号給
4 中国四国管区警察局長賞詞	中国四国管区警察局長	優秀警察職員として、中国四国管区警察局長賞詞を受けた場合	随時		4号給
5 警察本部長賞詞（特異重要事件）	警察本部長	社会的反響の大きい特異重要事件の犯人検挙等に、特に顕著な功労があったことにより、警察本部長賞詞を受けた場合	随時		4号給
6 警察本部長賞詞	警察本部長	下記の事由により警察本部長賞詞を受けた場合		職員定数の2% (端数切上)	2号給
		(1) 優秀警察職員	11月		
		(2) 年間功労警察職員（MVP）	2月	5名程度	
		(3) 社会的反響の大きい重要事件の犯人検挙等に、顕著な功労があった者	随時		

(2) 規則第33条第1項第5号の規定による昇給

研修の名称	実施機関	研修の内容		昇給実施基準 (研修成績が特に 優秀な者)	昇給 号給数
		期間	研修目的 (科目)		
1 警察大学校 警部任用科	警察庁	3月	1 目的 警部昇任予定者又は警部昇任者にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程 2 科目 職務倫理、法学、基本実務、管理、専門実務、体育、術科	上位から15% の範囲内	2号給
2 警察大学校 術科指導者養成科	警察庁	4月	1 目的 柔道、剣道、逮捕術又は体育の指導者に予定されている者の技能の充実と向上を図る。 2 科目 職務倫理、法学、基本実務、専門実務	上位から20% の範囲内	2号給
3 中国四国管 区警察学校警 部補任用科	警察庁	8週	1 目的 警部補昇任予定者又は警部補昇任者にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程 2 科目 職務倫理、法学、基本実務、捜査実務、警部補の職務、専門実務、体育、術科	上位から10% の範囲内	2号給
4 中国四国管 区警察学校巡 査部長任用科	警察庁	6週	1 目的 巡查部長昇任予定者又は巡查部長昇任者にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程 2 科目 職務倫理、基本実務、捜査実務、重点補強講座、巡查部長の職務、体育、術科	上位から5% の範囲内	2号給
5 警察大学校 国際警察セン ターにおける 語学研修科	警察庁	4月 ～ 12月	1 目的 警察職員に国際的な犯罪捜査、国際捜査共助その他国際的な警察活動に係る職務に必要な専門的事項又は外国語を習得させるための課程 2 科目 職務倫理、専門実務	上位から20% の範囲内	2号給
6 自治大学校 における第一 部研修又は職 員研修所等に おいて、3月 以上の期間引 き続き行われ る職員の研修	総務省	6月	1 目的 都道府県及び市の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得させるための研修 2 科目 法制経済、地方行財政論、公共政策論、行政管理論、演習、講師養成課目	上位から10% の範囲内	1号給

6 医療職給料表（二）以外の給料表の適用を受ける獣医師の初任給基準

(平成18年4月1日人事委員会指令第2号、平成18年4月1日適用)

試験区分「獣医師」により採用された職員のうち、医療職給料表(二)以外の給料表の適用を受ける者の初任給基準については、次のとおり取り扱うものとする。

適用給料表	初任給基準
行政職給料表	1級41号給
研究職給料表	1級41号給

- 7 医療職給料表(二)以外の給料表の適用を受ける薬剤師の初任給基準
(平成24年3月30日人事委員会指令第29号、平成24年4月1日適用)

大学の薬学部の6年制課程を卒業し、試験区分「薬剤師」により採用された職員のうち、医療職給料表(二)以外の給料表の適用を受ける者の初任給基準について、次のとおり取り扱う。

適用給料表	初任給基準
行政職給料表	1級41号給
研究職給料表	1級41号給